平成２４年（再イ）第２８号
茨城県取手市米ノ井362番地５
再生債務者　岡本　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
平成２４年（再イ）第１３１号
さいたま市南区別所３丁目５番１号703
再生債務者　松尾　浩一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２４年（再イ）第３３号
相模原市中央区田名5096番地15
再生債務者　麻賀　英明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
横浜地方裁判所相模原支部
平成２４年（再イ）第３０号
石川県野々市市野代３丁目101番地１
再生債務者　庄田　裕作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日　　金沢地方裁判所
平成２４年（再イ）第３６号
金沢市泉本町２丁目52番地１
再生債務者　中川　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日　　金沢地方裁判所
平成２４年（再イ）第２６号
静岡県三島市徳倉３丁目29番33号　ビオモンテ105
再生債務者　秋枝　岳志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（再イ）第２７号
静岡県御殿場市東田中1401番地の12
再生債務者　渡邉　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２４年（再イ）第１６号
静岡県富士市大淵3105番地の31
再生債務者　川村　知彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
静岡地方裁判所富士支部破産係
平成２４年（再イ）第４５号
愛知県岡崎市北野町字西河原55番地１　ガーデンヒルズ北野弐番館901
再生債務者　渡邉　雅史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部
平成２４年（再イ）第１２６号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地29―505
再生債務者　松口　太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２４年（再イ）第２２号
奈良県高市郡高取町大字観覚寺551番地
再生債務者　今川　順藏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２４年（再イ）第２６号
愛媛県松山市祓川１丁目４番39号
再生債務者　川口　　等
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日　　松山地方裁判所民事部
平成２４年（再イ）第６号
鹿児島県姶良市加治木町日木山1178番地４
再生債務者　本中野政隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
鹿児島地方裁判所加治木支部
平成２４年（再イ）第９４号
京都市伏見区醍醐京道町１番地13
再生債務者　堀江　俊之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年1月15日
日本放送協会　営業局長　松原　洋一
1　競争入札に付する事項
⑴　件名
①　放送受信料の契約・収納業務（東京都　江東区の一部）一式
②　放送受信料の契約・収納業務（神奈川県　藤沢市）一式
③　放送受信料の契約・収納業務（千葉県　松戸市の一部、市川市の一部）一式
④　放送受信料の契約・収納業務（大阪府　寝屋川市、交野市、四條畷市）一式
⑤　放送受信料の契約・収納業務（愛知県　名古屋市北区、守山区）一式
⑥　放送受信料の契約・収納業務（福岡県　北九州市門司区の一部、戸畑区、小倉北区の一部）一式
⑵　仕様等　仕様書のとおり
⑶　契約期間
平成25年４月１日から平成28年３月31日までの間。
⑷　履行場所　仕様書のとおり
⑸　入札方法
入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）あわせて、経費の積算内訳書を添付すること。